

鳥取労働局発表
平成27年8月26日(水)

担当 鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 仲浜 弘昭
室長補佐 加納 稔
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金が「時間額693円」に改正されます！ ～発効日10月4日（予定）～

平成27年度の「鳥取県最低賃金」について、鳥取労働局長（河野 純伴）は、鳥取地方最低賃金審議会の改正答申どおり「時間額693円」に改正決定し、本年9月4日付け官報に公示することとし、その効力発生日は、**10月4日（日）となる予定**になります。

本年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、平成26年度の引上げ額（13円）を上回る過去最高の引上げ額（16円）となります。

鳥取労働局では、改正される鳥取県最低賃金の周知等について、当面の実施事項を下記2のとおりとしています。

改正される鳥取県最低賃金の発効予定日となる本年10月4日（日）からは、鳥取県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用する労働者に対し、「時間額693円」以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、これまでの鳥取県最低賃金（地域別最低賃金）の改正の推移は、下記3のとおりとなっています。

1 改正額

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日（予定）
693円	677円	16円	2.36%	平成27年10月4日（日）

2 当面の実施事項

- (1) 県・市町村等の広報誌への掲載の依頼、コンビニエンスストアでのポスター掲示の依頼など、あらゆる機会を捉えて周知
- (2) 中小企業の支援策として実施している「業務改善助成金※」の利用勧奨

3 これまでの鳥取県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
時間額	642円	646円	653円	664円	677円	693円
引上げ額	12円	4円	7円	11円	13円	16円
引上げ率	1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%

《解説》

※「業務改善助成金」とは、

社内で最も低い時間給(800円未満の方)を40円以上引上げる中小企業事業主を対象に、労働能率の増進に資する設備・機器の導入など業務の改善に要した費用について2分の1、労働者が30人以下の小規模事業者は4分の3を助成(150万円を限度)する制度です。

その利用状況は、平成23年度3件、平成24年度16件、平成25年度17件、平成26年度22件で、労働能率の増進に資する設備・機器の導入の例として、飲食店でのPOSレジシステムの導入や製造業での作業管理のための専用ソフトの導入などに利用されています。

【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

[最低賃金の種類]

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別(産業別)又は職種別に分類されますが、現在は、事業別(産業別)の産業別最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で235件（平成27年3月末日現在）の最低賃金が定められています。この235件のうち、234件は各都道府県内の特定の産業について決定されますが、1件は全国単位で決められています（全国非金属鉱業最低賃金）。

[最低賃金の適用される労働者の範囲]

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

[その他]

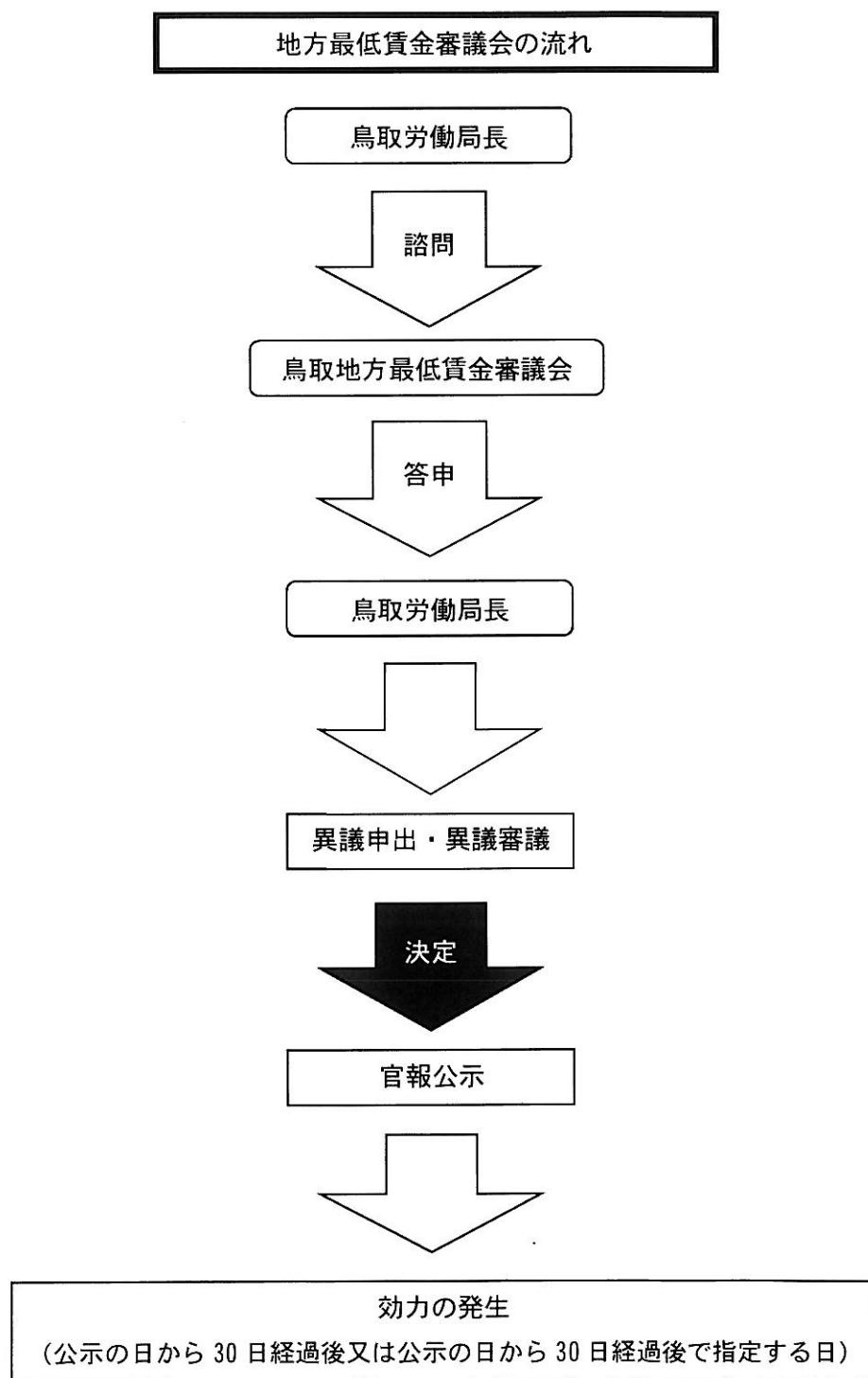
(1) 最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参

考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

特定（産業別）最低賃金については、関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）により決定されます。



(2) 最低賃金の周知義務（最低賃金法第8条）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を當時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(3) 最低賃金の周知広報

最低賃金額は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、市町村広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。

（参考）

○最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第4条第2項

最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

第12条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

○労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抄）

第24条第1項

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。